

建設業許可について

～最近のトピックス～

愛知県都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室

令和5年11月

講演内容

トピックス①：電子申請について

トピックス②：専任技術者要件緩和について

トピックス③：認可申請について



トピックス① 電子申請について

◎令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）により電子申請ができるようになりました。

- ・申請書の補正連絡については、電子申請システムを介して行うこととなります。（内容によっては電話でご連絡したり、窓口までお越しいただく場合があります。）
- ・紙による申請書等の受付も継続します。
- ・電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要になります。
- ・詳細については、国土交通省のWebページもご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



電子申請を行う際の注意事項 1

◎システムに添付が必要な書類について

- 建設業・経営事項審査電子申請システムでは、一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。
- 必ず、愛知県の手引き等の内容をご確認いただき、必要な書類データをダウンロードして作成のうえ、電子申請システム上の添付ファイルとして、一緒に提出してください。

<添付が必要な書類>

- 許可申請（新規・更新等）… 表紙（愛知県独自様式）
提出票（愛知県独自様式）
- 事業年度終了届出 … 表紙（愛知県独自様式）

建設業許可申請書提出票	
主たる営業所の所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
区分 (該当を○で囲むこと)	一般建設業 特定建設業
<small>(申請の内容) 建設業法第5条(第17条の準用規定を含む)に基づく建設業の許可申請書</small>	
受付印	受付番号

電子申請を行う際の注意事項 2

◎電子申請での受付ができない場合

- 既に許可をお持ちの方で、**許可の有効期限の30日前までに更新申請できなかった場合は、電子申請システムでの受付はできません。**
- 紙面による受付を行いますので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



愛知県の電子申請に関する情報について



■愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページに
適宜情報が掲載されますので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosango/jcip.html>)



■電子申請を行う際の注意点について、掲載しております
ので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshisomu/0438352.html>)



トピックス② 専任技術者要件緩和について

◎建設業法施行規則が改正され、令和5年7月1日以降、一般建設業許可の営業所専任技術者の要件について、以下のとおり緩和されることとなりました。

<緩和内容>

- ①次ページの表に掲げる検定種目に係る【一級】の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、**大学**において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。
- ②次ページの表に掲げる検定種目に係る【二級】の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、**高等学校**において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととする。

※上述①②の要件緩和は指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の七業種）及び電気通信工事業以外の建設業において適用することとする。

緩和の対象となる検定種目及び対応する指定学科

検定種目	指定学科	(参考) 緩和対象許可業種
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 塗装、防水、熱絶縁、さく井、水道施設、清掃施設、 解体
建築施工管理	建築学	大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、 塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、 建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体
電気工事施工管理	電気工学	機械器具設置、消防施設
管工事施工管理	機械工学	鉄筋、しゅんせつ、板金、機械器具設置、熱絶縁、 さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設

※検定種目の第二次検定合格者については、その種別につき、当該資格で専任技術者要件を満たす者は、当該実務経験の緩和の対象から除く。（資格で要件を満たす方は資格で登録する。）

本改正の注意点 1

◎第二次検定合格者の資格要件について

- 資格のみで要件を満たす建設業種と、実務経験を満たす必要がある建設業種が、**混在**することとなるため、申請・届出時は、愛知県のWebページに掲載されている**改正後の「許可・業種別有資格コード表」**を十分に確認してください。

◎実務経験年数のカウントについて

- 検定合格（学科卒業同等扱い）＋実務経験（3年・5年）で専任技術者となる場合、**申請する建設業種の実務経験を、それぞれ必要年数分経験しなければならない。**
（例：一級検定合格＋2業種の申請なら少なくとも6年以上の実務経験が必要。）。

本改正の注意点 2



■有資格コード表は愛知県のWebページに掲載されております。また、その他注意点についても同ページ掲載の資料に記載がありますので、ご確認ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/youkenkanwa.html>)



■本改正の詳細については、国土交通省のWebページをご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html)



トピックス③ 認可申請について

◎令和2年10月1日施行の改正建設業法において、建設業許可に係る事業承継の規定が整備されました。

<制度の概要>

1. 事業譲渡等（譲渡・譲受け、合併、分割）

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、事前に認可通知を受ける必要があります。

※事前の書類本受付ではなく、通知まで受ける必要があることに注意！！

- ・ 許可に係る建設業の全部の承継を行う場合に対象となります。

（一部のみ承継は不可）

- ・ 承継元と承継先がともに許可業者である場合、同一の建設業種に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。

（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

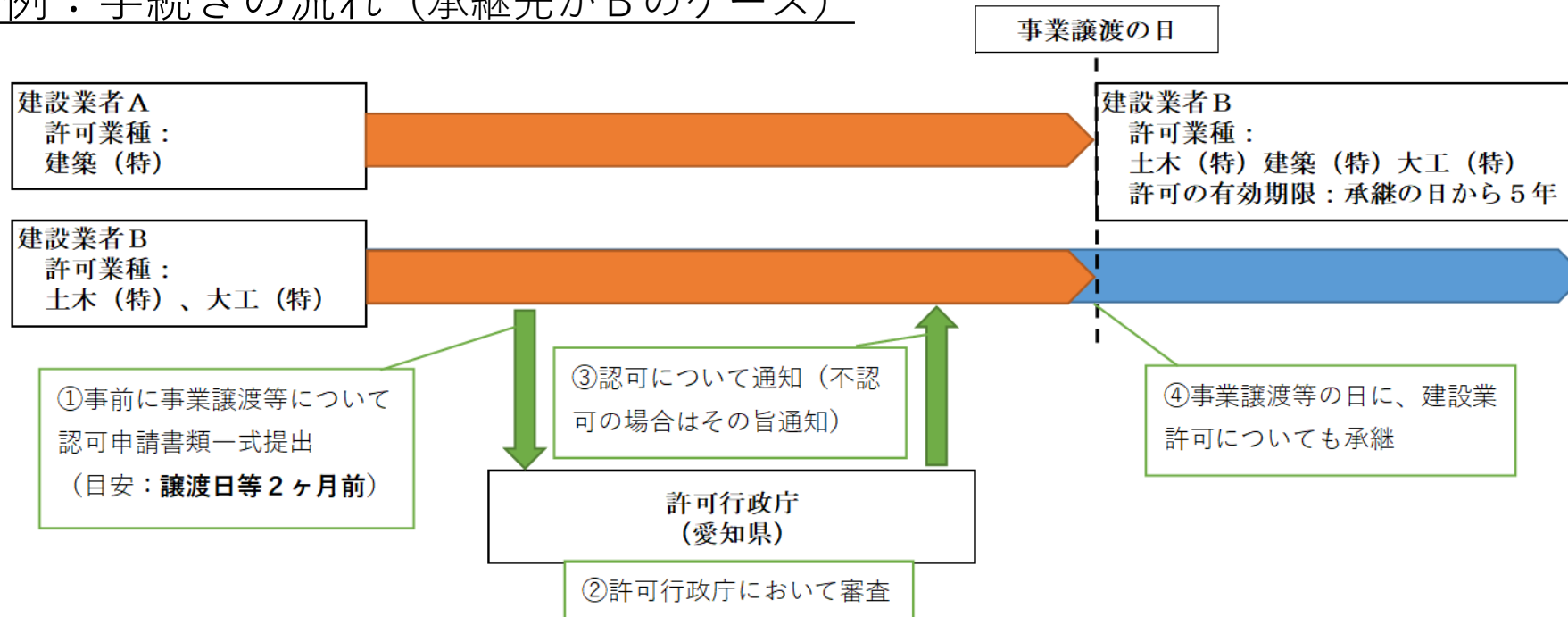
事業譲渡等の認可申請のスケジュール

■認可申請モデルスケジュール

譲渡日等 3ヶ月前：事前相談 ⇒ ①譲渡日等 2ヶ月前：申請書類仮受付

⇒ ②譲渡日等 1ヶ月前：申請書本受付 ⇒ ③譲渡日等より前：認可について通知

■例：手続きの流れ（承継先がBのケース）



相続の認可申請

< 制度の概要 >

2. 相続

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、被相続人である個人事業主の死亡後30日以内に相続を申請し認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の相続を行う場合に対象となります。
(一部のみ承継は不可)
- ・ 相続人も許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。(同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。)

※相続は事業譲渡等と異なるスケジュールとなります。手続きが必要となった際は、できるだけ早く、管轄の許可行政庁までご相談ください。

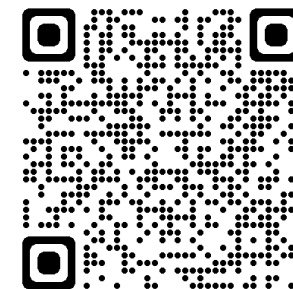
【追加資料】 G ビズ I D 関係 W e b ページ



The screenshot shows the homepage of the gBizID website. At the top, there is a navigation bar with the gBizID logo and links for Home, Guide, Support, Account Creation, and Administrative Services. A 'Login' button is also present. Below the navigation bar, the main heading reads 'gBizIDで行政サービスへのログインをかんたんに'. A sub-heading states 'G BizIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。'. A prominent blue button labeled 'gBizIDを作成' is visible. Below this, there are two links: '審査状況を確認したい' and 'G BizIDを過去に登録済みか確認したい'. A section titled '重要なお知らせ' contains two items: '① 個人事業主でマイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請が可能になりました。' with a '詳しく見る' link, and '① G BizIDアプリが新しくなりました。' with a '詳しく見る' link. At the bottom, there is a section titled 'G BizIDとは?'.

■ G ビズ I D の 概要 について掲載しているデジタル庁の W e b ページです。

(<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>)



■ G ビズ I D の 作成 に関するデジタル庁の W e b ページです。

(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

